

いこいの園デイサービスセンター（指定通所介護）運営規程

平成18年4月1日制定

一部改正 令和5年1月1日施行

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里（以下「法人」という。）が開設するいこいの園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）は、利用する者（以下「利用者」という。）に対し、指定居宅介護サービスとしての通所介護（以下「サービス」という。）を提供する。

2 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）事業所名 いこいの園デイサービスセンターとする。
- （2）所在地 伊東市富戸1219番地の9とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、第13条に定める通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその利用者の立場に立ってサービスを提供する。

3 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係各機関との密接な連携に努める。

（定員）

第3条 事業所の定員は、25名とする。

2 事業所は、定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- （3）サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(4) サービス延長の有無 午後4時15分以降の延長は行わない。

(事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、伊東市の区域とする。

(従業者の職種及び員数)

第6条 事業所は、次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名(常勤)
(同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する者と兼務可)
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 4名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

2 業務の実状に応じ、必要な従業者を置くことができる。

(従業者の職務)

第7条 前条に定める従業者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の運営管理及び業務の統括をする。
- (2) 生活相談員は、管理者の命を受けて利用者の生活相談及び家族、関係各機関との連絡調整に従事する。
- (3) 介護職員は、管理者の命を受けて利用者の介護に従事する。
- (4) 看護職員は、管理者の命を受けて利用者の保健衛生及び看護に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、管理者の命を受けて利用者の機能訓練に従事する。

(勤務体制の確保等)

第8条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所は、その事業所の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者へのサービスに直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(重要事項の説明及び契約の締結)

第9条 法人は、利用が決定した者等に契約内容及び重要事項を説明し、同意を得た上でいこいの園デイサービスセンター利用契約書を交わす。

(サービスの内容及び利用料)

第10条 サービスの内容は、第13条に定める通所介護計画に基づき、送迎、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、その他日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等とする。

2 利用料は、厚生労働大臣が定める額とする。ただし、法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。

(サービス対象外の内容及び利用料)

第11条 サービス対象外の内容は、利用者等との合意に基づき、次のとおりとする。

- (1) 食事及びおやつの提供
- (2) 日常生活用品の提供
- (3) その他のサービス

2 利用料は、別紙1のとおりとする。

(サービスの取扱方針)

第12条 事業所は、第13条に定める通所介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、サービスを適切に行う。

2 事業所は、サービスが漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

3 従業者は、懇切丁寧を旨とし利用者またはその家族等に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(通所介護計画の作成等)

第13条 事業所は、次の事項に留意して通所介護計画を作成する。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。
- (2) それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者またはその家族等に対し、その内容等について説明する。
- (3) 通所介護計画の作成に当たり、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。
- (4) それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(介護)

第14条 事業所は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を以って次のように介護を行う。

- (1) 適切な方法により、入浴または清拭を行う。
- (2) 適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (3) おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換する。
- (4) 整容等の介護を適切に行う。
- (5) 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第15条 事業所は、栄養及び利用者の心身の状況に応じて、次のように食事を提供する。

- (1) 嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- (2) 1年に1回以上嗜好調査を行う。

(相談及び援助)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、次のように相談及び援助を行う。

- (1) 利用者またはその家族等に対し、相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。
- (2) 常に利用者の家族等との連携を図るよう努める。
- (3) 教養娯楽設備を備えるとともに、レクリエーション等の行事を行う。

(機能訓練)

第17条 事業所は、利用者に対しその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その維持のための訓練を行う。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生、または蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 事業所は、事業所の内外を常に清潔にし、1年に1回以上消毒する。

(留意事項)

第19条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所が定めた諸規律を守るとともに、他人に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動をしないこと。
- (2) 保健衛生上、事業所内で提供する物以外は飲食しないこと。

- (3) 指定された場所で、喫煙すること。
 - (4) 金銭や貴重品は、原則として所持しないこと。
 - (5) その他、事業所の意向に反する行為をしないこと。
- 2 事業所は、サービスの実施及び安全衛生上若しくは、管理上の必要がある場合には、
相当な処置をすることがある。

(禁止行為)

第20条 利用者は、次の行為をしてはならない。ただし、管理者が場所、時間等を指定して許可した場合にはその限りではない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 危険物及び有害物を持ち込むこと。
- (3) 施設、設備及び備品等を壊したり汚したりすること。
- (4) 他の利用者または従業員の生命、身体、財物及び信用等を傷つけること。
- (5) 迷惑をかけるような宗教活動、政治活動及び営利活動等を行うこと。
- (6) 迷惑をかけるような楽器の演奏等を行うこと。
- (7) その他良識を欠く行為を行うこと。

(損害賠償)

第21条 利用者は、故意または重大な過失によって、他の利用者及び従業員等に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、故意または重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えた時は、その損害を弁償、または現状に回復しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(掲示)

第23条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第24条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、他の居宅介護支援事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。

4 事業所は、利用者またはその家族等の個人情報、サービス提供以外の目的に使用してはならない。

(緊急時の対応)

第25条 事業所は、サービスの提供を行っている時に、利用者の心身の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村及びその利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第27条 事業所は、別に定める社会福祉法人城ヶ崎いこいの里苦情処理規程により利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(非常災害対策)

第28条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種類に応じて前項に規定する計画を作成する。

(虐待防止に関する事項)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（契約の解除）

第30条 利用者または事業所は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 利用者の要介護認定区分が非該当、要支援1及び要支援2と認定されたとき。
 - (2) 利用者が死亡したとき。
 - (3) 利用者が介護保険施設へ入所又は入院したとき。
 - (4) 利用者または家族等から契約の解除の申し出があったとき。
 - (5) 利用者が重要事項説明書に定める禁止事項に該当したとき。
 - (6) その他、契約を継続することが適当でない特別な理由が生じたとき。
- 2 利用者は、契約の解除を希望する日の7日前までに申し出る。
- 3 事業所が都合により契約を解除するときは、契約を解除する日の15日前までに利用者に文書で通知する。

（委任）

第31条 事業所は、この規程に定めるものの他、事業所の運営に関する事項について理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 いこいの園デイサービスセンター指定通所介護事業所運営規程は、平成18年3月31日廃止する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。ただし、この規程の改正後の第 29 条第 1 項各号は、令和 3 年 4 月 1 日から適用し、この規程の適用の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、規定中「講じるものとする」とあるのは「講ずるよう努めるものとする」とする。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別紙 1

サービス対象外の内容及び利用料

サービスの内容	利用料金
(1) 通常の事業の実施時間外の利用	利用時間に応じて厚生労働大臣が定めた額を基準とし、単位数単価に10を乗じた額とする。
(2) 食事及びおやつの提供	600円とする。
(3) 日常生活用品の提供	日常生活品の実費とする。
(4) その他サービス	利用者等と合意をとった上で実費とする。